# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	地方税の収納・滞納に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、地方税の収納・滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・地方税の収納・滞納に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、合わせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

島根県安来市長

#### 公表日

令和7年7月16日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税の収納・滞納に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、地方税の収納・滞納に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取扱う。 (具体的な事務) (1)地方税の収納に関する事務 (2)地方税の滞納に関する事務
③システムの名称	収納・滞納管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	· 名
(1)課税情報ファイル (2)滞納情報ファイル (3)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第24項
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第48項
5. 評価実施機関における	· 担当部署 ·
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	市民生活部税務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3043
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した
適用した理由	

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			17年3月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ重点	<b>点項目評価</b> 書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	<b>び全項目評価書</b>
されている。				
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシステム	ムを通じたス	、手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0	) ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワーク:	システムを通	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠			受セキュリティポリシー等を遵守するとともに、特定個人情報の 手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対				

9. 監査							
実施の有無	[ ]自	己点検	[ 0 ]	内部監査	[	〕外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ +	分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行っている っている	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対	策		[ ]全	項目評価又は	は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢目的 2) 目目権委不情情 5) 不情情特 7) 特 8)	のない者によって不 先における不正な( な提供・移転が行わ	るリスク~	への対策 そのない情報 引されるリスク リスクへの対 クへの対策( 通じて目的外 通じて不正な	との紐付けが行 7への対策 策 委託や情報提供さ の入手が行わ 提供が行われ	行われるリスクへの? ットワークシステムを通じ れるリスクへの対策 るリスクへの対策	た提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る されている	
判断の根拠		セキュリティーポリシ ウセキュリティについ			の利用に関す	る規定等を遵守しな	がら、物理的・

#### 変更箇所

変更箇	<b>听</b>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	総務部納税課	総務部税務課	事後	
平成28年10月14日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	納税課長 原田 誠	税務課長 中西隆志	事後	
平成28年10月14日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ連絡 先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部納税課 電話:0854-23-3043	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部税務課 電話:0854-23-3043	事後	
平成28年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年10月14日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2016/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2016/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月20日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	税務課長 中西隆志	税務課長 野坂庸一	事後	
令和1年6月10日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	税務課長 野坂庸一	課長	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合わせ 連絡先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部税務課 電話:0854-23-3043	総務部税務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3043	事後	
令和2年6月5日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	総務部税務課	市民生活部税務課	事後	
令和2年6月5日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連 絡先	総務部税務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3043	市民生活部税務課 島根県安来市安来町878 番地2 0854-23-3043	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和3年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27	番号法第19条第8号 別表第二の27	事前	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和5年8月15日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2022/3/31	事後	
令和6年7月10日	I 3. 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の16	番号法 第9条第1項 別表第24項	事後	
令和6年7月10日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27	番号法第19条第8号 別表 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令 第2条の表第48項	事後	
令和7年7月16日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2025/3/31	事後	
令和7年7月16日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2022/3/31	2025/3/31	事後	
令和7年7月16日	IV 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新設項目)	十分である	事前	
令和7年7月16日	IV 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新設項目)	個人情報保護法ガイドラインや安来市情報セキュリティポリシー等を遵守するとともに、特定 個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセス で、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	
令和7年7月16日	IV 11. 最も優先順位が高い と考えられる対策	(新設項目)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	
令和7年7月16日	IV 11. 最も優先順位が高い と考えられる対策 当該対策 は十分か	(新設項目)	十分である	事前	
令和7年7月16日	IV 11. 最も優先順位が高い と考えられる対策 判断の根 拠	(新設項目)	安来市情報セキュリティーポリシー及び外部 サービスの利用に関する規定等を遵守しなが ら、物理的・人的・技術的セキュリティについて 対策を講じている。	事前	